



三重県公報

令和4年1月4日 (火)
 第 274 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
1	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
2	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
3	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
4	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師から指定の辞退の届出	(同)	3
5	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	3
6	同件	(同)	3
7	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水産振興課)	4
8	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	(ものづくり産業振興課)	4
公 告			
	林業種苗法の規定による講習会の開催	(森林・林業経営課)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	6
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	6

告 示

三重県告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和4年1月4日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470802873	訪問介護本舗 伊勢	三重県伊勢市馬瀬町 1205 番地 12 エクセレント堀 102 号室	合同会社くりあすと り一む	令和 4 年 1 月 1 日	訪問介護
2460290568	訪問看護ステーション 結び	三重県四日市市日永西 5 丁目 6 番 1 号	株式会社結び	令和 4 年 1 月 1 日	訪問看護
2470704095	デイサービスセンター やまさくら	三重県松阪市田村町 235 番地 1	株式会社みどりの森	令和 4 年 1 月 1 日	通所介護

三重県告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和4年1月4日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460290568	訪問看護ステーション 結び	三重県四日市市日永西 5 丁目 6 番 1 号	株式会社結び	令和 4 年 1 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第3号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和4年1月4日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	春木 祐司	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
医療法人 全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常盤 2 丁目 7 番 28 号	岡田 尚之	肢体不自由
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	木田 朱美	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	山崎 晃裕	じん臓機能障害 呼吸器機能障害
医療法人 東谷医院	伊勢市神久 5-7-56	東谷 光庸	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	市川 尚己	音声言語機能障害 肢体不自由
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	山本 祐太郎	肢体不自由
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	鈴木 識裕	視覚障害

三重県告示第4号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和4年1月4日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
真鈴川整形外科	四日市市楠町南五味塚160番地の4	真鈴川 寛
市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37	水野 正昇
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102	駒田 拓也
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	大竹 耕平

三重県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年1月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡南伊勢町・度会町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、南伊勢町役場及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年1月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第7号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 4 年 1 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

表中

浜島区域 （三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。） ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
------------------------------	---

を

浜島区域 （三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区）	① 小型あわび漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ④ 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。） ⑤ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ⑥ ①、②、③、④及び⑤以外の漁業
------------------------------	--

に改める。

三重県告示第8号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成 30 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 1 月 4 日から施行します。

令和 4 年 1 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料			1 工業研究所（各研究室を除く。）の設備等の使用料		
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
X線CTシステム	(略)	(略)	X線CTシステム	(略)	(略)
振動試験機	370	1,640			

<p>2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熱電子型SEM/EDX</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>摩擦摩耗試験機</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">510</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真空定温乾燥器</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>波長分散型蛍光X線分析装置(XRF・3kW)</td> <td style="text-align: center;">370</td> <td style="text-align: center;">2,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	(略)	(略)	(略)	熱電子型SEM/EDX	(略)	(略)	摩擦摩耗試験機	370	510	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	(略)	(略)	(略)	真空定温乾燥器	(略)	(略)	波長分散型蛍光X線分析装置(XRF・3kW)	370	2,140	<p>2 工業研究所金属研究室の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熱電子型SEM/EDX</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工業研究所窯業研究室の設備等の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">設備等の名称</th> <th style="width: 20%;">基本料金 (円)</th> <th style="width: 20%;">使用料 (円/時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>真空定温乾燥器</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	(略)	(略)	(略)	熱電子型SEM/EDX	(略)	(略)	設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)	(略)	(略)	(略)	真空定温乾燥器	(略)	(略)
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
熱電子型SEM/EDX	(略)	(略)																																									
摩擦摩耗試験機	370	510																																									
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
真空定温乾燥器	(略)	(略)																																									
波長分散型蛍光X線分析装置(XRF・3kW)	370	2,140																																									
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
熱電子型SEM/EDX	(略)	(略)																																									
設備等の名称	基本料金 (円)	使用料 (円/時間)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
真空定温乾燥器	(略)	(略)																																									

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく講習会を次のとおり開催します。
令和4年1月4日

三重県知事 一見勝之

1 講習会の開催日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	場 所
令和4年2月7日(月)	午前10時から午後5時まで	津市白山町二本木3769-1 三重県林業研究所 本館 会議室

2 講習内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

3 受講の申込方法

- (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書（林業種苗法施行細則（昭和46年三重県規則第7号）第1号様式）
- (2) 手数料及び納付方法
生産事業者講習手数料は14,000円とし、その金額に相当する三重県収入証紙を生産事業者講習会受講申込書に貼り付けてください。
- (3) 提出期限
令和4年1月24日(月)午後5時まで
- (4) 提出場所
住所地を所管する各農林（水産）事務所

4 その他

- (1) 受講対象者は必ず本人とし、代理者の受講は認められませんので、御留意ください。
- (2) 受講を遅刻又は早退した場合は、講習修了と認められません。
(交通機関の乱れによる遅刻の場合は、必ず交通機関が交付する遅延証明書をお持ちください。)
- (3) 筆記用具を持参してください。
- (4) 受け付けた生産事業者講習会受講申込書及び納付された生産事業者講習手数料は、返還できません。

- (5) 講習会に関する問い合わせ先は、三重県農林水産部森林・林業経営課（電話 059-224-2563）又は最寄りの各農林（水産）事務所です。
- (6) 対面での受講を基本としますが、リモートでの受講を希望する場合は別途ご相談ください。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 12 月 17 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 1 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
三重郡菰野町大字千草

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 4 年 1 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 受付期間
令和 4 年 1 月 4 日（火）から同月 31 日（月）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 4 年 3 月 2 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

- 3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
北勢 ブロック	桑名	川成（一般・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2 (1)
		あこず（高齢者・単身可）	1
		あこず（一般・単身可）	1
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	2 (1)
		笹川第二（高齢者・単身可）	1
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（子育て向）	1
		河原田（高齢者・単身可）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4 (2)
		桜島（高齢者・単身可）	1
桜島（一般・単身可）		2 (1)	
中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1
		白塚（高齢者・単身可）	1

		一身田（高齢者・単身可）	1
		一身田（一般・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	2
		新町（高齢者・単身可）	1
	伊賀	服部（一般・単身可）	1
	名張	蔵持（一般・単身可）	1
南勢ブロック	松阪	大黒田（一般・単身可）	1
		五反田（一般・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	2（1）
		和屋（身障者）	1
		上川第二（高齢者・単身可）	1
	伊勢	辻久留（一般・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
五十鈴川（身障者）		1	
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
		泉（高齢者・単身可）	1
	熊野	井土（身障者）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚約者、同性パートナー及び内縁関係にある者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
 - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。
 - エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でも入居可能な場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
